

第 3 2 8 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 4 年 2 月 28 日

- 花井課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第328回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。なお、本日は、過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 会長の平野です。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、ウェブによる参加も交えた開催といたします。皆様には御不便をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。
- 花井課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきましては、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、秋山委員と大石委員にお願いいたします。
- 花井課長 続きまして、ウェブによる参加を交えた開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。
- 奥野主事 事務局の奥野です。ウェブによる参加を交えた開催といたしまして、注意点を申し上げます。ウェブ会議開催中は、常時カメラをオンにし、マイクをミュートにした状態で参加してください。質疑応答をしていただく際には、平野会長から御指名いただきますので、マイクのミュートを解除し、名前を名乗った上で、ゆっくりと発言してください。質疑応答が終わりましたら、マイクをミュートの状態にしてください。ウェブ会議に関する注意は以上となります。
- 花井課長 以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いいたします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「稲生沢川非出資漁業協同組合(内共第4号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事(1)について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の遊漁規則の変更は、日釣遊漁券の様式簡略化についてです。
経緯を説明いたします。日釣遊漁券の在庫発注にあたり、経費を削減するため様式を簡略化します。
続きまして概要として、変更する事項となります。遊漁規則では、漁協の遊漁券の様式も規定されており、今回、日釣遊漁券の様式を簡略化します。具体的な変更の内容については、2～3ページ、新旧対照表を御覧ください。
最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、稲生沢川非出資漁業協同組合

(内共第4号) 遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の(1)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の(1)については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の(2)は「静岡県漁業調整規則の一部改正について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 飯田班長 本日は、静岡県漁業調整規則の一部改正について諮問させていただきます。資料は、資料2になります。1～3ページが、諮問に関する概要の文書でして、4ページに諮問文書をつけてあります。本日の委員会と3月3日に行われます海区漁業調整委員会での諮問・答申のあと、水産庁の認可、県庁内の決裁を経まして、規則改正の公示を行うことになるのですが、その案が5ページとなります。6ページには今回改正の対象となる規則の条項の抜粋、7ページ以降には関係する県漁業調整規則、法令の抜粋を添付してございます。
- 資料2の1ページ目を御覧ください。経緯の部分から説明いたします。漁業調整規則は、御承知のとおり、本県における水産資源の保護培養や漁業調整に係る規定を定めた規則です。この規則については、令和2年の改正漁業法の施行に合わせまして、当時、内水面の規則と海面の規則の2本に分かれていた規則を一つにまとめまして、新たな漁業調整規則として令和2年11月に制定いたしました。規則制定にあたりましては、令和2年9月のこの内水面の委員会におきましても、1期前の委員の皆様にも、御審議をいただいております。今回、この規則について、2つの部分の改正をしたいと考えております。1つ目は、規則を制定した時の私の単純なミスで、大変申し訳ないのですが、用語の誤りがあった箇所がありまして、その表記の修正をさせていただくものです。2つ目は、規則制定の際に、新たにうなぎの稚魚、いわゆるシラスウナギを採捕する漁業に関する規定を設けまして、その規定の適用をスタートさせるタイミングを附則に定めているのですが、その変更を行うものです。
- 2の「概要」に入らせていただいて、改正の内容と改正理由について、説明させていただきます。1つ目は、海面の漁業に関するものですので、簡単に説明させていただきます。1ページの真ん中あたり、1の(1)です。調整規則の第21条に知事が許可する漁業を列記した表がありまして、そこに「小型定置網漁業」というのがありますが、本来「小型定置漁業」と、「定置網」の「網」の字が

入らないのが正しい名称でしたので、正しい表記に改正するものです。2つ目は、シラスウナギの採捕許可に関する事項です。まずは、2ページが一番上の図を御覧ください。最初に、漁業法の改正によって、シラスウナギの採捕許可の扱いがどう変わったのかを、整理させていただきます。シラスウナギは、漁業調整規則の規定で原則として採捕を禁止されていまして、その中で、図の左側の四角の中ですが、現在は、養殖用で使う種苗を採ることに限って、種苗採捕許可、特別採捕許可に基づいて採捕できるという形になっています。ところが、真ん中の矢印のところですが、令和2年の漁業法改正の時に新たに「特定水産動植物」というのが設けられまして、組織的な密漁のリスクのある水産動植物について、法律で原則として採捕を禁止することになりました。そして、その対象としてアワビ、ナマコに加えまして、シラスウナギが指定されました。アワビとナマコは令和2年の法改正と同時に適用となっていますが、シラスウナギは令和5年から適用されることになっています。この「特定水産動植物」については、採捕禁止の制限を解除して採捕できる場合が決まっていまして、研究などのために特別な許可を受けて採る場合を除いては、漁業の許可か漁業権に基づく採捕しかできないことになっています。つまり、令和5年からは、現行の特別採捕許可では、養殖用のシラスウナギを採れなくなってしまうということです。ということで、遅くとも令和5年までには、現行の特別採捕許可から漁業の許可に移行しないと養殖用のシラスウナギを採ることができなくなります。漁業の許可については、令和2年に県規則を制定するときに、規則の第4条に「うなぎ稚魚漁業」という漁業許可を出すための規定を新たに設けてあります。そして、規則の附則の中で、その「うなぎ稚魚漁業」の規定を適用して、漁業許可に移行する時期を、法律上のタイムリミットである令和5年の1年前、令和4年と定めておりました。その辺りが資料1ページ目の一番下の方の下線を引いた部分に書いてありまして、「第4条第1項第1号」、これが「うなぎ稚魚漁業」の規定を令和4年5月31日までは適用しない、つまり令和4年6月1日から適用するというようになっております。今回は、これを1年後ろ倒し、延長して、令和5年から適用するというのが2つ目の改正です。資料2ページ目の(2)改正理由にお願いして、ではなぜ後ろ倒しするのか、というところです。まず、「ア」のところを書いてあるのは、現在の特別採捕許可から漁業許可制度への、制度の変更の程度が、当初、私達が考えていたよりも大きくなってしまった、つまり、今までのやり方を大きく変えなければならなくなったために、許可の制度設計や関係者との調整により多くの時間が必要になったということです。その要因としましては、(ア)にあるように国が令和3年の10月に示した指針の中で、現在の特別採捕許可の根幹をなす制限が、漁業許可では適当ではないとされたこと、それから、(イ)に示したように、今後、シラスウナギが、水産物の流通の適正化に関する法律の対象になる方向で進んでいまして、これを加味した漁業許可の制限・条件を定める必要が生じたことがあります。これらによって、許可の内容を大きく変える必要が生じてしまったということです。2ページ目真ん中やや下の「イ」、「漁業許可への制度移行に係るその他の支障」に書いてあるのは、これに付帯する理由として、現在のシラスウナギを採捕している団体はみな任意団体なのですが、漁業許可は個人か法人にしか出せないのです。引き続き許可を受けていただくためには法人化をしていただく

必要があります。しかし、先ほど説明させていただいたように、許可の制限や条件の内容を変えるための調整などに時間がかかりますと、個々の採捕団体が行う、法人のあり方の調整や手続きも遅れてしまいます。ということで、これらの状況を踏まえまして、2ページ目の一番下、「ウ」の下線部の部分ですが、制度の移行の調整などにかかる時間を確保するために、漁業許可制度への移行を1年後ろ倒しさせていただいて、法律上のタイムリミットに合わせまして、令和5年から漁業許可に移行させていただきたいということです。なお、規則を改正する場合には、「規則の一部を改正する規則」を制定して、改正を行うことになるのですが、3ページの一番上にありますとおり、この規則については、公布と同時に施行したいと思えます。また、当初漁業許可への移行の期日を今年の5月末としていましたので、周知の期間を設けるために、その期日より十分に早い時期、4月末あるいは5月の連休明けには公布したいと考えております。

説明は以上となります。規則の改正につきまして、漁業法第57条第5項に基づきまして、委員会の御意見をいただきたく、御審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 法人化に移行しなければいけない団体は、どのくらいあるのでしょうか。
- 飯田班長 対象としては、現在、シラスウナギの採捕許可を取得している19団体ですが、一部の団体は海面の漁協の組合員の方もおります。これから、一部は海面の漁協から許可を取得することも考えられますので、新たに法人化する団体は、もう少し少なくなると想定されます。
- 服部委員 それらの19団体には、今回の改正内容を説明済みということでよろしいですか。
- 飯田班長 令和2年12月、漁業法が改正された段階で説明させていただいたほか、シラスウナギ採捕許可の説明会や採捕許可の手続きの際にも説明をさせていただいており、採捕団体の方には、順次、法人化の準備を行なっていただいております。
- 服部委員 それでは、採捕団体の法人化への移行は1年以内にスムーズに進むということでもよろしいですね。
- 飯田班長 そのように努めさせていただきます。
- 後藤副会長 「小型定置網漁業」を「小型定置漁業」に変えるということは、定置網以外に定置漁業があるということでしょうか。
- 飯田班長 「定置網漁業」は、魚を誘導する部分に網を使用するものを指しますが、「定置漁業」は、この部分について、網以外に杭を打ったすだて等を使用しているも

のも含みます。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（３）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事 漁業権の更新について御説明いたします。２年後の令和６年１月１日付けで、県内内水面漁協の免許が一斉に更新されます。漁業権の更新に当たっては、委員会への諮問事項がございますので、この度、事前の御連絡をさせていただきます。

１ 漁業権について、漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営むことのできる権利です。これはつまり、免許された範囲を超えて無限定に水面を支配あるいは利用する権利を有するものではないということです。

２ 内水面漁業権の特殊性について、内水面は、海面と比較して水産資源が枯渇しやすいことから、免許に当たっては「内水面が増殖に適している」という客観的要件と「免許を受けた者が増殖する」という主体的要件の２点が必要となります。内水面は、海面と比較して伝統的に組合員以外の一般の遊漁者による利用が広く行なわれてきたことから、組合が定める遊漁規則の範囲内で遊漁者にも漁場利用が認められます。

３ 漁場計画について、漁場計画とは、水面全体の総合利用の見地から漁業生産力を維持発展させるために、いかに漁場を利用すべきかという計画です。漁場計画は、漁場が水産動植物の増殖に適しており、かつ、漁業権設定について公益上の支障が無い場合に、漁協の要望を踏まえた上で、利害関係者や内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、県が定めます。作成された漁場計画に対して、各漁協は漁業権免許の申請を行い、免許を受けます。

４ 漁業権の更新について、次期漁業権の免許期間は令和６年１月１日から令和１５年１２月３１日の１０年です。また、次期漁場計画の期間は令和６年１月１日から令和１０年１２月３１日の５年です。一昨年度の漁業法施行により漁場計画の策定が１０年から５年に改正されました。これは、近年、河川環境の変化により漁場状態の変動が激しいことや、漁場の活用の形態が変わるような事態が散見されているため、これに対応する形で、漁場計画の見直しを図ることが目的です。漁業権の免許は従来どおり１０年間となっております。

５ 手続き上の順序は以下のとおりです。漁業権の免許に当たっては、漁場計画の策定と漁業権免許の手続きがあり、それぞれ、本委員会の諮問を経ることとなっております。この内 漁場計画の策定については、公聴会を経ることとされ

ており、県の東部、中部、西部の3地点で利害関係者に対し、公聴会を開催いたします。参考といたしまして、委員会での諮問予定事項を2ページに記載しておりますので、御確認ください。

次に、3ページのスケジュール表を御覧ください。現在、次期漁業権更新に合わせて、漁協の要望調査が終了しており、基点調査の準備をすすめております。漁場計画については、今後、基点調査、パブリックコメントを経て、素案を策定いたします。これから、委員の皆様にご諮問させていただくのは、令和5年6月以降となります。漁業権免許については、今後進捗状況を御報告させていただき、具体的な作業準備を進めて参りますので御承知おきください。漁業権の更新については以上となります。


- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 漁業権は10年間で、漁場計画は5年間ということですが、漁業権の存続期間に漁場計画が策定されなかった場合は、漁業権はどうなるのでしょうか。
- 奥野主事 河川環境の変化等により、漁場が増殖に適していないと判断される場合は、漁場計画を作成しない又はその内容を変更するといったことも考えられます。その場合は、現在免許を受けている漁業者と協議を行なう中で、漁業権の内容も見直していくことになると思います。
- 平野会長 承知しました。
- 平野会長 その他御意見、御質問等ございませんか。御意見も出尽くしたようでございますので、次に移ります。
- 平野会長 続きまして、イ「次回開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 次回開催日程について、御連絡します。次回開催は4月下旬から5月上旬を予定しております。事前に、日程調整を行いますのでよろしく申し上げます。次回開催日程については以上です。
- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局に申し上げます。

○花井課長


平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第328回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 4年 4月27日

議長 平野國行 

令和 4年 5月 8日

議事録署名人 秋山 信彦 

令和 4年 5月18日

議事録署名人 大石 真依子 

